

平安時代の日記にみえる木簡

山 田 英 雄

一 平安時代における木簡の問題

木簡は昭和三十六年平城宮で多量に発見されてから、全国各地において殆ど毎年の如く発見され、その研究も過去に遡っての追求、型態の分類、型態と使用法との関係、木簡と文献との照合等次第に微細な点までの研究が積み重ねられ、時代も古代より近世にまで範圍を拡大して来た。歴史研究の史料としてはすべて未知のものであるから、新たな史料群が次々と発見された事になり、研究意欲を大いにかきたてている。

木簡の研究は古文書の研究と類似している点があつて、木簡それ自体の様々な基準による分類、類型の変化、木簡の文字の解説の技術の開発等独立した部門として展開しうる豊富な内容を有している。又木簡は古文書と同じく現実に使用されたものであるという史料としての最もすぐれた性質を有している。ただし古文書においては伝世されたものであり、又時には偽文書を含む場合がある。木簡はま

だ偽作であるかという問題はおこつてはいない。古文書は多くの場合一通の文書として首尾一貫している事が多いが、木簡の場合、現在完全なものとは少なく、多くは断片である。この事は古文書は書かれた当時は勿論、その後においても何らかの意味において、現実的な効力を有するために保存し、伝世されて来たのに対して、木簡は殆どすべてが廃棄されたものであるという特質を有している。即ち半永久的な効力を有してはいないのである。

次に木簡は日本においては書記手段として唯一の手段であつた時期はなかつたと考えられているが、奈良・平安時代は紙・木併用期であることは明かである。併用といつても無原則に混用されているのではなく、紙のみの部分、木簡のみの部分、混用されている部分がある。しかしこの分類も厳密なものではなく流動的な面もあり、紙と木の供給量、価格の差、使用上の便宜即ち耐久性、整理上の難易及び習慣上の差等によって紙・木併用が左右されるであらう。一時期における木簡の地位は発見された木簡のみによつては、その断片性によって理解し難い点の多いことは当然であつて、文献にみえ

る木簡との照合は不可欠の研究である。しかし文献上の木簡によって当時の名称、その使用法が明かとなっても、時代全般の書記手段の中の位置は不明であるから紙と木簡が現実にかくに扱われていたかを明かにする必要があるが、この問題の解決は容易ではない。

木簡の文献上の研究は従来滝川政次郎氏、東野治之氏等によって行われて来た。この中、滝川氏の論文は秋田の弘田出土の木簡が短冊であることを立証したもので、滝川氏らしい先駆的研究である。しかし東野氏の評にある如く、文献史料中の木簡についての史料は網羅的なものではない。東野氏の論文は木簡研究もやや前進した段階のものでもあり、又意識的に奈良平安時代の史料を博搜したものであるが、平安時代については主な公事、政要関係の書を中心にしたもので、これらの中の重要な問題についての見透しが意図されている。しかし日記類については中右記が見本的に例示されていて、他日を期せられている。そこで重複をさけて本稿は主として東野氏ののこされた平安時代の日記にみえる木簡を取り上げてどの程度明かにしうるかを試みたものである。

平安時代における文書は原則的に奈良時代と大きな変化はないと考えられ、奈良時代においても官司の正規の文書、特に印を必要とするような文書は例えば戸籍、詔、勅、官符、省符等の如きは紙本であって、木簡ではない。この状態は平安時代においても変化はないと考えられ、むしろ平常における木簡の使用は減少した部分があ

るのではないかと考えられる。平安の文学作品にみえる往復の文、歌をかきつける材料は常識的に紙であって木簡は念頭になかったと考えてよいであろう。現存する平安時代の自筆日記もすべて紙本で、木簡のものは一つも存在しない。木簡自体はこの時代に多く使用されていたことは東野論文に示された通りであるが、奈良時代に比較してその用途はより限定されていると考えられる。

平安時代の日記による木簡の研究には二、三の限界がある。現存する日記は貴族の日記であること、又時期が摂関期以後であるという性格である。貴族が執筆者であることによって京都市中の話がでて、その生活範囲が限られている。又京都以外の事は殆どふれる所がないことで、貴族社会内部に限定される。貴族といってもそれぞれ個人差のあることは勿論であるが、この時期における日記作製の意図は主として儀式その他についての先例をのこすためであるため、儀式等については詳細を極め、自分が参加していない場合でも他より情報をえて記すこともある。従ってこれ以外の記事の記される余地が少なくなっている。又同一儀式に関する場合でも、個人の関心の差によって、精疏の差が生じ、すべてにわたって記されていることはない。又儀式の記事の中でも重要な動きは記されるが、その準備作業の如きは省略される場合が多く、有職の書と比較した時に、日記の方が反って簡単な場合が多い。日常の行動については毎日繰り返えされることは記されることは少なく日常生活内における木簡

の使用は不明の場合が多い。次に日記は主として撰関期以降に略限定されるために、平安時代全体の様相、その変化をとらえることはできない。

以上の限界を知りつつ日記を閲読してみると、従来知られているよりも若干の知見を加えることができると思われる。

平安時代の日記⁽²⁾において、木簡と確実に考えられるものを採録すればよいわけであるが、漢字の字面のみを追うわけにはいかない点がある。奈良時代の例によると、札、簡、策、短冊は木簡であると考えられている。しかし日記の中では、紙と考えられそうなものは、⁽³⁾消息、書、書状、状、書札、書冊、書簡、札、短札、章札、紙小札、落書、木簡と考えられるものに、簡、札、牘、短冊（一尺、一籍）、籍、木契、落書をあげることができる。この両者に共通にみえるものもあり、字面のみでは確定の困難なものもある。紙の中で落書以外は特定の他人に意志を伝えるための手紙の類が大半である。しかし以上のような表現が万遍なく使用されているものではなく、消息、書、書状、書札が大半を占めていて、これらの用語が、この時代の慣用語であると考えられ、その他は個人的な使用法に帰せられるべきものであろう。以上の中で前代と比較して紛らわしいのは札、冊、簡の字を使っている場合である。書札は小右記、中右記、後二条師通記、長秋記、兵範記、台記等に多くみえて一般的に使用される語で、その用例の一々をあげることができないので二例として小右記

長和五年四月廿七日条をあげるに止めておく。この日の記事によると、「山座主消息云、朔日院可令登山給□由、或者告送、近日山上極不便也。同合右衛門督可申止、若申撰政者、余非院司、可難口入、但以座主書札送金吾御許。」とみえる。実質は山の座主より来た消息を書札といひ換えているので、一般的な語として消息と書札との内容、その用法が完全に一致するわけではないであろうが、この場合には同一のものととして扱っている。同書長和二年二月九日の条によると、頭中将の報状を「頭中将書札甚荒涼」と批評している。報状を書札と言ひ換えて、同一に扱っている。

簡は一字の場合は木簡と解すべきであるが、書簡として熟語となつた場合、木簡、竹簡と解することもできるが、又書札の場合と同じく、書状の意味にも解することができる。菅家後集の「雪夜思家竹」には、「長者好漁竿 悔不早裁截 短者宜書簡 妬不先編列 提簡且垂竿 吾生堪以悦。」とみえる。この中では長い竹は釣竿によく、短い竹は書簡によいというのであるから、この書簡は竹簡を意味する。しかしこれは詩中の話であって、この詩があるからといってまさか道真が竹簡に字を書いていたわけではないであろう。この後集には書簡の例が他に一例ある。「雨夜」の中に、「架上湿衣裳 篋中損書簡」とみえる。雨漏りで箱の中の書簡を損ずるといふ意味であるが、この書簡は先の例でいうと竹簡になるが、これも竹簡ではあるまい。両者共に詩語であって、知識として知っていた

に過ぎないであろう。後者の書簡は具体的な例をふまえているかもしれないが、具体的には箱の中に入れておいた書いたものという程度の意味であろう。道真が日常語としていかなる用語を使用していたかは明かではない。日記の中では書状の意味に使う用例をみることができる。その例は小右記に若干の例がある。長和三年三月廿三日の条は、左大臣藤原道長は実資の子資平が藏人頭を望んだ事を拒否した事について不満を洩し、道長は人事異動に際し、貢物のものを先とし、次に近親、因縁のあるものをとると記し、「悲世也。此事可奏聞之趣注書簡、送頭弁、以此状有可読奏之報。」とある。書簡と状とを同一とし、長元元年七月廿日の条に「廿五日可有改元定、又遣伊勢国^(檢非違カ)□□使二人事等、左中弁注書簡示送、苦熱^(聞若有カ)重事者以書札可示之由所相含也。」とあり、書簡と書札とは同一内容と考えられる。その他の例はその用法が余り明かでなく、限定すべき証がないので省略するが、以上の例により書簡は木簡ではなく、紙文書と解してよいであろう。

札は一字で記される場合は大半は木簡であるが、台記ではそのような例もあるが、書状の場合もあると考えられ、台記は日記の中で特異な点があるものである。台記の康治元年三月十三日の条に「自撰政殿被送札云、明日駕牛車初可参内、同道可宜者、承諾了。」とある。これだけではこの札が木簡でないという直接の証にはならないが、同年六月十四日の条には「師能送札示先日列見事(注略)在別記。」

とある。この条も同様ではあるが、別記に記すのであるから長文のものと考えられ、短い文しか書くことのできない木簡ではありえず、紙であったと推測して誤りはないであろう。

短札については東野論文が菅原道真の書斎記にみえる短札が紙であることを指摘している。日記では小右記万寿二年三月十五日の条に「可没官不濟事出家諸国吏財物宣旨有可改之事、聊注短札示遣左中弁許。」とある。左中弁経頼がこの宣旨を作製するために禪門道長、関白頼通、右大臣実資の間を走り廻っていたのである。同月十八日に「不濟事国官出家起請宣旨小状令改直了。」と実資は記している。大日本古記録の小右記では小状の小の字を「等カ」として、字体に疑問があるらしいが、大日本史料二の二十一によって小状として解釈すると、先の短札と小状とは一致するのではないかと考えられる。短札をうけとった経頼の左経記の現在の刊本では、この時期の部分が欠落していて確めがたい。ただ左経記の同年三月二十六日の記事によると、右府御消息とみえる。この日の記事も直物、所宛文について実資よりの指示であるから、同じような性質のものである。従って実資からは短札と表現しても、うけとる経頼は消息と解していたと考えてもよいであろう。消息自体は紙か木簡かの区別を示すものではないが、日記には数多くの用例があるが、木簡と解すべきではないであろう。

小右記長和元年六月十九日の条に「匡衡書状云、十余日許既復尋

常了、而自昨日未剋許、未受飲食、至于今時恐懼怖畏、但常降高誨之旨、且憚且喜、度々所獻之章札、令隱置給之間、近習^(女カ)如及拾遺有見坎、礼帑書云、緯家之説雖有可啓之事、為恐人見、暫停^(止)上」とあり、章札という、小右記は勿論他の日記等にみえない用語がみえる。この記事の匡衡の書状の文がどこまで切れるか明かでない節があるが、この章札は匡衡より実資にあてたかと考えられるが、この前後の実資と匡衡との往復した書状については、小右記は書、書状の語を使用している、この章札は書、書状と同じであって、札の語があることによって木簡と解すべきではない。

長秋記大治四年七月廿六日の記事は皇后令子の出家遁世の記事であるが、その中に「今度戒師拝緒、又奉件緒云、御名於紙小札^{如小物忌}結付進法寛」とある。紙小札として紙であることを示すものであるから、疑問の余地はない。ただ特に紙と指定していることは小札とのみ表現した場合は紙ではないと解せられる余地のあることを示している。

札は元来木製のものであるが、以上の用例を見ると、全体の用語の使用例の数と比較すると、少数例であって、この時期の通常の語とはいえないけれども、書状の意味の語に使用されていることは明かであって、札の意味が拡張されていることを示している。

次に木簡と考えられる用語は先述の如くであるが、木簡にのみ限定されるとは限らないものがあって、やはりその用法がゆれ動いて

いるものがあることが知られる。

短冊については既に東野論文で引用されたように、虎尾俊哉氏によって紹介された延喜式覆奏短尺草第三度の短尺⁽⁴⁾は紙片であろう。

他の用例として、台記久寿元年六月十二日の条に「早旦、去々年十一月抄^ニ出因明私記^一畢。去今兩年以来、首付、改直字及点^一、一卷中私記次第、合一准^ニ每短冊^一聯記^ニ置愚義^一、今日終^ニ其功^一、合為^ニ廿一卷^一。」とある。刊本の字面が若干不確実な点があるらしく、明かにし難い点があるが、この短冊も恐らく紙片を意味しているものであろう。

落書については既に東野論文が法曹至要抄の落書事の条を引いて、落書が簡札によることを紹介している。現行の古語辞典は多く紙文と解している。小右記長和三年二月十九日の記事によると、「今晚退出之間、見挿書杖之書^{立御所}奏事由、即侍臣令取見給、是仮名書也、御屏風一帖、御手宮等左近衛一成云男取之、預或官人者、即召將監重方、有被問尋云々。」とあり、又治安三年十一月十七日の条に「定基僧都密々以皇基取送伯耆落書、其消息云、仲文挿書伏立禪室、禪閣自取見給、命云、可焼失、若可送右府、随状可左右者、密々所奉也者、已是前日同書也、不可披露之由有禪命者、有御用意歟。」とある。以上の落書は何れも紙である。小右記長和三年四月廿七日の条によると、同月廿六日、左大臣藤原道長は賀茂社に参詣したが、その時、「下御社鳥居内立簡、其銘云、神宣云、惟憲朝臣左大臣家

事執行不堪、依有偏頗」とある。この簡は書簡とは異なり、札と同じく木製と考えられ、神宣とはあるが、内容は落書と同一である。従って落書は紙と木との場合があることになる。

以上によって、この時代においては前代において木簡と考えてよい、札、簡、短尺等の語は紙書を含む意味をも含むようになっていくことは明かで、この分野においては混用の時期に入ったといえるが、大勢を占めているわけではない。

二 木簡の用例―簡―

簡の用法は先述の書簡以外はすべて木簡と考えられ、日記にみえる所を列挙すると、殿上簡⁽⁶⁾、日給簡、院簡、女院簡、藏人所簡、大盤所簡、陣簡、内豎所簡⁽⁷⁾、侍所簡、宿簡、番奏簡、女房簡、近衛府簡、射手歴名簡、御馬毛付簡である。これらは単に簡とのみ記してある場合も多く、これらの性格はすべて歴名簡である。歴名簡以外には時簡、物忌簡がある。後者の場合は多く札と書かれている。歴名簿は政府、宮廷内に用いられたものであり、当然多くの行事に使用されたものであって、延喜式等の式、年中行事の書にみえるものである。これらについての概略は既に東野氏によって説かれていて、ここで改めて日記にみえる簡を式等と片端からつき合わせることは大半重複することになるので原則として省略する。

菅家文章卷三の「夢三尚貞」府衛書生「日願死」に「毎看名簡痛相哀」とみえる。この府が何れのものか判明しないが、近衛府の簡は後二条師通記応徳元年二月二十四日の条にみえる。日本古典文学大系本の解釈によると、「府衛の庁にかけてある公吏の名札をみるたびに」と解釈している。この解釈では明かでない点があるが、解釈者は現在普通の場所にみられる各個人の名札を釘にかけて、そこに籍のある者の出勤状況が一覧できるようにしているのを考えているかもしれない。先述の歴名簡は個人毎のものではなく、全員のもので、大きな板に書いてあるのが普通であり、又釘にかけることはなく、たてかけてあるのである。⁽⁸⁾ 番奏簡については、土右記治暦五年六月廿六日の条に、「将曹武吉持来□奏簡加朝臣字返給、其管⁽⁹⁾楡板長四尺、上広六寸、下五寸、上厚四分、下二□^(分)、上円下方、大略如笏面、方一堺、右近衛府謹奏、一字引下云、応供奉今日上番以下近衛□一字引上合^{無他}字、次堺、番長以下七人、次七人、合五堺、人数同上、第五堺下空所二許人、裏当五堺程年月日、其傍書云、内大臣正二位兼行大將源。」とある。小右記寛弘二年十二月十七日の条に、この日は臨時の旬儀の日であるが、「番奏簡持来^{府生}加署返給……今日有御鑑奏、官奏、番奏、庭立等奏。」とみえ、兵衛記保元二年十月十五日の条に、「大内移徙後以後始出御南殿之旬也。……次左近少将家通、右近少将実国朝臣、左衛門権佐頼憲、右衛門権佐俊憲、左兵衛佐道家、右兵衛佐頼盛等、取番奏簡……列立

庭中奏、勅答、六府同音称唯、關司二人參進、同門列六府上、一々伝簡、關司二人各持三枚、到西階參上、次六府退入」とあり、中右記承徳元年十月十五日の条に、「初有旬……關司退出、六府將佐各一人取番奏札入掖門、於中門壇上奏之、關司從御後參上、内侍待取奏之」とみえ、番奏簡は番奏札とも表現され、木簡であることは明かだ、又歴名簡でもある。この番奏簡が奏せられて後に、いかに取り扱われるかは明かでない。しかし主たる目的は奏するにあるので、かけるための穴は必要とはしない。又以下にふれるように所の簡はすべて歴名である。又これらの簡には釘にかける穴はなく、すべてたてかけるものである。殿上の簡は新たに昇殿を許されれば加えられ、禁止されれば所謂簡を削られて、加除が行われることは一々例証するまでもないことである。

簡は個々の官司、又時々行事に際して作られたが、院等が設立されると、多くの所が同時につくられ、それに従ってその所の簡が作られる。摂政藤原忠通の北政所の准后侍始は久安五年十月廿六日にあり、兵範記と台記別記にみえる。台記別記によると、「家司職事侍衆等著藏人所座^{以侍所稱藏人所}……次職事修理權大夫雅国朝臣^{故実也簡銘注之}捧簡、經公卿座前及透渡^{直持參寢殿東面戸前}覽之、持婦侍所立之、長敷袋……職事 修理權大夫雅国朝臣(已下略之)已上付簡上堺一左大史孝忠(已下略之)已上付同下堺一有臺盤所簡一女房付之 房子京極(已下略之)。」とあり、藏人所簡、臺盤所簡は何

れも歴名簡であり、又かけておくのではなくたてておくものであった。兵範記仁安四年四月十九日によると、この日は建春門院殿上始であった。この時、殿上、院司、藏人等が任命された。この記事の中に、「次侍臣著座、藏人二人置袋、立簡於其上^{件簡内々下給侍臣文名、於閑所先令少内記定親書之}」小舍人 即日給倚之^{雖不參入皆注日記、三ケ日不入袋、如元三}……殿上簡板召木工寮、令内匠寮造調之、両面袋、年預進之、大盤所簡止御匣殿内侍等字、改袋、注年月日、侍所簡止職字、改袋、同注替年月日」とある。これらの記事によると、殿上簡は明かに木簡であり、使用しない時は袋に入られ、使用する時は袋より出し、袋を下にその上に簡をおいてたてかけておく。袋より出してたててある間の出席者には日を給することになっていると考えられる。殿上簡とその袋は新調であるが、大盤所簡、侍所簡は削り直して字面を改めたらしく考えられる。

射手歴名簡については、中右記康和四年閏五月廿五日の条にみえる。この日は馬場殿において競馬と騎射とが行われた。競馬の後の騎射の準備として、「左近的懸、將監一人取射手歴名簡居前庭……次右近立的串懸之如左近、又将監取射手歴名簡候前庭^{立胡床二脚為座、一脚寄懸簡}。」とみえる。射手歴名簡を前庭の胡床に寄せかけておいたのである。この状況を具体的に示すのが、既に東野氏によって紹介された年中行事絵巻、巻八騎射の箇所である。競馬と騎射との組み合わせは年中行事の中では五月五日の走馬と騎射で、弘仁式、貞観式、延喜式、内裏儀式、内裏式、儀式にみえるが、西宮記以下にはみえな

い。諸式の記事は走馬の部分が多く、騎射の部分は少ない。弘仁式と延喜式によると、「左右近衛、左右兵衛等府、各試練射人、造簿移省、射畢即録中の人数申官」、又延喜式によると、「前節七日車駕幸射殿、試閱御馬、詔將監已下惣廿人便供騎射、当衛判官一人立殿庭奏射手姓名」、当日には「早朝鞍簡定馬授二府、騎射官人率舍人到来装束、居駕幸武徳殿、左右各以奏文附御監一寮載射手官人以下官姓名、一寮奏載所出之國毛色」とみえるが、この部分のみでは射手の歴名は木簡であるとは限らない。射手簡が年中行事の書にみえるのは正月十七日の大射、同十八日の賭射である。西宮記、江家次第には、正月十五日の兵部手番において、親王以下三十人をえらび、射手簡と削簡を作り、射手に一度射させ、上卿はその成績によってすぐれたものを決定し、それを兵部省の録が削簡に、その射手と、前後、度数を記す。これは簡、削簡とあるので木簡であることは明かである。この兵部手番の射手簡については延喜式では簿、札、儀式では札、歴名、北山抄では札と表現している。賭弓においては貞観式、延喜式では単に「録交名」とのみあって明かでないが、西宮記では奏文、江家次第では射手奏、懸紙、裏紙があり、又書杖に挿すという表現があるので木簡ではなく紙文であるらしい。射札においては西宮記に公卿簡、北山抄に射手札、簡とあって、木簡である。殿上賭弓では西宮記では簡とみえるが北山抄では射手奏、前後奏文、江家次第では奏と簡、簡には矢取名、裏

には年月日を記すとあり、この簡は木簡であろう。十月乃至十一月の射場始については中右記康和五年十月五日の弓場始の記事によると、「次簡取内豎拾人渡前庭^{第一人}以札立南殿^{先能射三人射之}（中略）参居上卿^{頭弁仰下射手念人等}上卿命所掌令書分、了覽札還本所読上之」とあり、長秋記大治四年十月廿六日の弓場始の記事には、「又上卿告其人、仍退座、次第射之、事了五位藏人資光取硯簡等、居上卿前、上卿以頭中将奏聞、帰来仰云、権中納言源朝臣……等可為射手、上卿仰書掌、随分前後載簡、又書念人等、了進御前奏覽。」ここにみえる札と簡とは同一であり、最初の射人に射させて、成績のよいものを簡に記すことは先述の兵部手番の場合と同一である。西宮記の射場始には料札、札、削札がみえ、削札に前後念人、度数募物を記し、北山抄では射手は最初は懷紙に記し、一定の後に簡に注し、江家次第では料札は板一尺程のもので、射手の交名は最初折紙に書き、射後に射手、念人の前後、度数、賭物を書くとしている。以上の記録をみると、札と簡とは同一で、紙と簡との使い分けがみられる。

馬毛付簡については、本朝月令五月五日引の弘仁兵部式によると、「前十日走馬結番之文從^ニ太政官^ニ賜^レ省、其馬毛色各令^ニ諸家申^ニ、詔造^ニ奏文^ニ一通^ニ、^一通録^ニ進^レ馬五位已上^ニ、^一通録^ニ結番^ニ、又造^ニ奏札^ニ三枚^ニ、^一枚、五位已上馬目録、^一枚、五位已上諸王五位姓名并馬毛大輔奏、^一枚、諸臣五位姓名并馬毛、^一枚、五位已上諸王五位姓名并馬毛大輔奏、^一枚、並納^ニ黃帛袋^ニ取^ニ、有^ニ出^ニ用^ニ、前一^ニ日明旦卿實^ニ奏文^ニ一通^ニ、入^ニ付^ニ内侍^ニ令^レ進^ニ、馬者前三日進^ニ其毛付^ニ於兵部省^ニ、小野宮年中行事所引貞観式には、前十余日奏^ニ差定奏名^ニ、奏^ニ毛文^ニ。」とあり、延喜兵部式は弘仁式

と略同文であるが、奏文、毛色簿一通、奏札三枚とあり、弘仁式の奏文二通が、奏文と毛色簿となって、毛色簿が増加している。文と札との使い分けがしられる。奏札の内容は内裏儀式にその例文が見え、内裏式、儀式は何れも贖と記されている。

以上は五月五日の競馬であるが、臨時の競馬も数多い。北山抄第八の朱雀院競馬の条には、「応和三年、康保三年例、左衛馬乗人、書別紙、右書一紙若各府例欤」と注があるのみで、細かい事は記していない。江家次第の臨時競馬事には、乗尻一枚、馬毛付一枚の奏文と、毛付の札が埒の東西に立てられている。又長和三年の土御門殿競馬次第が記されている。これによると、「次御馬奏左右大將下殿執二、各寮奏二而進」「次毛奏出左右各一人立埒二東西一、左近陣南一立奏……」「次各奏將監一人取二射手贖一、走二立埒一、門南一奏二之……」「次帶刀名奏抄進一人執二贖出二自二、左近陣南一立奏……」とみえる。土御門即ち上東門第への行幸、競馬は長和二年にもみえる。小右記長和二年九月十六日の記事によると、馬寮奏は馬寮頭忠経がその書様を知らなかったため、やむをえず白紙を以て奏するという失態を演じている。又御馬に騎す官人の夾名を注させて、その結番を一紙に書き、左右馬允が簡をとって御馬名毛を奏し、「立埒東西」とある。長和三年五月十六日の小右記の記事によると、御馬奏は多少おくれたが無事奏が終り、「左右馬允各一人持贖立埒東西左西、右東、奏御馬名毛」とあって、二年の簡が贖となっている。

小右記寛仁二年閏四月五日の条に、「馬寮進御馬走奏、前例挿板

書杖、而無杖直進史生ム丸、仰違例由、件奏一通藏人所、今一通進御監之例也」とみえ、同十一日の条に、「馬寮進御馬競文六番今日挿書杖、依一日各仰欤」とある。これは五月十四日の競馬のための準備である。この奏は延喜左右馬寮式にみえる、「左右各以三奏文附御監一寮奏數二射手官人下官姓名、一寮奏數三所出之圖毛色一左右隔年互奏……馬并舎人名札二枚」に対応するもので、この奏文は板に書かれていたことは明かであり、又板を書杖に挿む例のあったことを示している。これについては侍中群要第六

御馬走奏事に、「寮允挿板文刺參殿上口、藏人伝奏」、「御馬走奏御馬走後馬司官人持參所挿板書杖奏云々」とあって対応している。台記別記仁平三年十一月廿七日の競馬の記事によると、「(左右馬允)執御馬毛付奏二乗尻各一通、馬毛付一通、各加三奏紙……(左右馬允)持簡長四尺五寸、件紙六寸許、出二自三方屋立三南北埒外二埒当二黒木屋西奏二……」とあって、その記事の終りに、左右近衛府奏に乗尻、左右馬寮奏に各番の馬毛色が記されている。これが御馬毛付奏であり、次に左右馬寮の簡が各一枚が図示してある。この簡の内容は先の乗尻と毛付とを組み合わせたものである。この競馬は定例のものでなく、南都で行われたものであり、前例と必ずしも適合しない点がある。御馬毛付簡という名称は中右記康和四年閏五月十五日の条にもみえる。

宿簡については、中右記天仁元年十一月廿一日の大嘗会の記事に「安倍氏泰長誦宿簡付版誦之、諸還御廻立殿云々。」とみえる。この宿簡は通常の官司のものではない。儀式卷三、延喜式、西宮記、北山抄は

何れも侍宿文武官分番以上簿とあって、簡とはない。何れにしても歴名簿であることは確実であるが、木簡と断定しえない。台記仁平四年正月四日の記事の末尾に、「今夜案主申宿簡。」とある。

兵範記仁平四年四月十八日に大学寮試の記事がある。その準備の施設に、「試庁四面引亘庭幔、南庭中央有版石、其東北辺立簡一本。」又試が終了後に、「又史生於庭中捧簡兼立申云試給オホイムツノクラ井カムツシナ平信義、文義共得タリト申ス。」とある。又その施設の概略の図があり、簡は細長く、下部は尖っていて、春日権現絵巻にみえる立札とは異なり、一枚の板であるらしい。この簡に何が書いてあるか記されていないが、この時の寮試の受験者は只一人で、試の終了後に、史生がこの簡を捧げて、先の如く申している所から判断すると、位と氏名が書かれていたと考えられる。

同書保元三年八月二日に高倉殿鎮祭の事が記され、その中に、「次火災祭、引立赤馬召捕於北面修之、打挿簡如例。」とある。火災祭の詳細が明かでないのだから文面が明かではない。

同書仁安三年九月十五日に大嘗会御襖装束司雜事の記事があり、皇太后宮御所装束の条に、「同西北子午廊為臺盤所、二行敷紫帖六帖、中央立臺盤二脚、其南頭立朱漆韓櫃、其傍立簡、件簡韓櫃今夕渡立云々。」とある。これに該当する記事は儀式、北山抄以下の書に見えないので、この簡が何であるかは明かではない。

三 木簡の用例―短冊―

短冊は短尺、短策とも表現される場合があり、先述の如く、紙の場合もある。簡の用法と比較すると、簡の場合は殿上簡、諸所簡の如く歴名簡の意味で、単に簡と表現しても省略形である場合が多い。之に対して短冊は成選短冊の如く熟する場合の例は少なく、省略形ではなくして、単に短冊と表現されている場合が多い。このように用法上の差は短冊の用法が多様であるによると考えられる。簡はかなり大形であるのに対して短冊は語の如く小形であるために多くの用途をもっていて、付札の如きものにも使用されている。

成選短冊については東野氏の専論もあり、式その他の史料もあるので再説は避けた。成選短冊が作製されるのは考問、引唱の終了後である。但し太政官は考問、引唱はなく、短冊も八月の定考の時既に作られている。

定考における短冊については帥記承暦四年八月十一日の条に、史一人が短冊、一人が簡紙書をもち、「史等置短冊硯於予前机、并授簡紙書於少納言弁如例、次少納言起座、読申復座、次弁起指笏、読紙書了両度之後弁読了」とある。定考において短冊、簡、紙書が出てくるが、儀式においては短策、永(9)（札）籍、紙文、延喜式においては短冊、札、紙文、西宮記においては短冊、簡、紙書、北山抄に

においては短冊、簡、紙文、江家次第では短冊、簡、紙書とあり、帥記の用法は西宮記、江家次第と一致している。中右記天永二年八月十一日、元永二年九月廿七日に定考の記事に短冊はみえるが、簡、紙書はみえない。ただ少納言、弁が読むことがみえていたので簡、紙書のあったことは明かであるが、漢字による表現はない。兵範記保元二年八月十一日、同三年九月八日、仁安三年九月二十二日には定考に、短冊、簡、紙書とみえ、読むのは少納言、弁で帥記と同一である。

定考の次に短冊のみえるのは列見である。帥記承暦五年二月廿五日、永昌記大治元年二月十一日、中右記康和四年二月十一日、嘉承二年二月十七日、天永三年二月十七日、永久二年三月廿九日、保安元年三月廿九日に短冊がみえる。

奏成選短冊と擬階奏は弘仁式以下によると同時の行事であるが、貞信公記延喜九年、延喜十二年、承平元年、天曆元年、九曆承平六年、天慶二年、中右記元永元年、同元永二年の何れも四月七日で、厳密に守られている。貞信公記では延喜十二年には「覽擬階奏、但不覽短冊」とあるが、この年次以外は皆、(奏)成選短冊(事)とあるのみである。弘仁式、内裏儀式、儀式、延喜式、北山抄、九条年中行事、小野宮年中行事、本朝月令は奏成選短冊とあるが、西宮記では擬階奏とあり、九条年中行事では奏成選短冊^{謂之擬階奏}とあって、最初は奏成選短冊が主眼であったが、後には短冊は天皇は見えないよ

うになったために、擬階奏に重点が移ったためと考えられる。六国史の中、これに関する記事のあるのは三代実録のみである。三代実録によると一回を除きすべて四月七日であることは先述と同様であるが、十八回の記事の中で十四回は「天皇不御紫宸殿(前殿)」とあって、その記事がない場合にも大臣が奉勅、省に命じて行わしむとあって形式に流れていたことを示すと共に、擬階文、成選擬階簿、擬階短籍(冊)、成選擬階短冊、成選短冊、擬階冊と表現は様々であるが、先に式で示した如く、成選短冊を奏することが主眼とはなっていないかったことを示している。

延喜主鈴式にみえる飛駅儲料として短冊廿枚については既に滝川、東野氏によって紹介されている。固関使の木契は文字通り木簡の一種であり、儀式第十によると長三寸、方一寸で木工寮で作成し、北山抄、江家次第では檜板である。木契の左片を函におさめ、糸を以て緘し、松脂で封をし、それを革囊に入れてそれに短籍をつける。

これも木簡である。小右記長和五年正月廿五日に讓位固関によって木契が作られ、短冊をつけるまでの過程を記して、「大臣執筆書木契上、賜其国^{賜三國}、書了以木契入硯莒、乍莒給大内記、々々賜之居地上、以小刀・拳石等割木契、返入硯莒奉入(注略)、大臣木契・勅符等加入一莒、令持内記、進御所令奏、(注略)、復座了便給木契于内記、次召少納言、給勅符令主鈴封之、以糸緘之、以松脂封之、内記二人書函題、書革囊短籍如式、着短冊了、少納言進之……大臣以木契

右片、召少納言下給、庶政賜之、主鈴相共收鈴櫃、(注略)、今日大臣
披見懷中草子無隙、御讓位固閑之時、木契右片令内記裏一帯、上卿加
封^{注者}一字云々、賜少納言令納鈴櫃云々。」とみえる。この革囊短冊はその
用途からみて付札の如き性質のものである。この付札はそのものの性
質を示す場合であるが、又多くの文書等を一括してまとめた場合そ
の名称等を示す時に付けられる短尺がある。小右記寛和元年二月二
十八日の条に、「参内、下給一分申文等依例撰定、又内給者等書別紙、
自余皆付短尺即奏聞。」とある。この場合は先述の延喜式の短尺の
如く、多少の意見を附箋の如く付けたとも考えられるが、兵範記仁
安三年正月八日の女叙位の記事に、「晩頭大進婦参、率下官向御直
廬撰申文付短尺、置御硯宮蓋、不結、今無目録」、同書仁安三年三
月九日の坊官除目には、「帯刀長以下申文十四通一結、学士以下坊
官十通一結、不付短尺、不取目録、已上二結置御硯宮蓋如例」、そ
の短冊の文面の例として、永昌記長治二年正月二十五日の除目の記
事によると、「申道志之輩、短冊注申左右衛門志」、又兵範記仁安三
年十二月四日の大嘗会女叙位の記事には、「短冊云、采女申爵……
短冊云掌侍申爵……短冊云五節舞姫申爵」とあって、一まとめにし
た文書の種類を標示している。ただしこの短尺は木簡であつたとい
う確証はないし、又その用途から考えて、紙では不適で木簡でなけ
ればならない理由は存在しない。兵範記仁安三年正月九日の除目始
の記事によると、「秀才光綱取目録、両五位侍中注袖書、次附小短

尺、積硯宮蓋如例。」とある。魚魯愚別録卷第一の造短冊事の条に、
「〔頭書〕資抄、小短冊^{上頭切左右肩}、廣五分許、長二寸許、其上注申其官、
結付紙摺結申文中、其結鉢一結也」とあり、「平大進抄云、付短冊
大略如此、件短冊細切紙、結付結緒也、申文等取札紙裏等細巻、結
合同官申文等、付件短冊」とみえて、除目の際の短冊は木簡ではな
く、紙である。帥記寛治二年十月八日は諸社に大神宝発遣の日で、
それに伴い、諸社への宣命が作られ、「次内記持来宣命清書<sup>伊勢置廣
一結、又諸道者每一通結之</sup>」とある。多くの宣命を混乱しないように地域
別に結わえて、短冊をつけたと考えられるが、この短冊も木簡らし
くはない。

左経記長元四年八月四日の記事によると、東大寺の勅封蔵の南倉
の板敷が湿潤しているので、開封して修理するために、監物らが下向
して開こうとしたが、持参した鑑が合わなかった。その報告がきた
ので、調査した所、鑑は多くあるが、短尺がついていないので、勅封
蔵の鑑がどれかわからなかった。三舌、四舌の大小各二枚の鑑を
持たせてやったというのである。鑑の付札は紙でもよいが、年中使
用するのであるから、紙よりは木簡の方が当然であると考えられる。
次に短冊に整理札の如き役割を有するものがある。左経記長元五
年五月廿日大極殿の御読経後の布施について、「抑夕座間、引布施
僧正二口、大夫史二人取之、僧綱六位史取、凡僧史生取之、其法、
僧綱絹二疋、凡僧一疋、供加絹引短冊、後日可下云々、僧綱一石、

凡僧五斗云々。」又同書長元五年六月廿七日大極殿の祈雨御読経の布施について「今日見参僧八百五十九口也、其不足百口、忽撰諸從僧等中可然僧、宛布施供養短冊」、長秋記大治四年七月廿六日、皇后宮の遁世の儀について、「布施講師裝束被物二重、自余被物短冊如前々」、又兵範記仁平二年八月二十八日法皇五十御算の儀における衆僧の布施について、導師については「供養米廿石、度縁一紙以上立文挿布施上」、持金剛衆については、「供養米短冊各挿布施大僧都十五石、少僧都十石、法眼七石、律師法橋五石、已灌頂三石」、又「威從以下布施短冊等、供養法之間、行事下家事於中門辺分行之。」とある。同様の記事は他にもみえるが、以上の短冊は布施物の引換券の如き性質を有し、絹の場合は短冊は紙である場合も考えられるが、供養米短冊は布施米に挿すと表現されているのであるから、この短冊は木簡と考えてよいであろう。兵範記仁平二年二月廿五日の記事によると、「又於官厨行施米事、所召諸国□□東西北三山、右少史広重奉行、先例□山々令□有議、兼日賦短冊僧徒来請厨□□云々。」欠字があるので正確に意味をとり難い点がある。兼ねて短冊をくばられていた僧が官厨に来て米を受けとりに来たのであろう。

台記久安三年九月十三日の記事によると、「次午一刻参上、依召参御前、召尼於御前賜米、先庁官於聖靈院召計可賜之、尼即賜短冊後、列居御前賜了取返短冊、次又召尼給小袖一如先賜米者不、仰曰無短冊同人數度給物、又不可給之人参入、因

之給短冊、是朕之謀也、此中無短冊之尼参入、被取返物了、法皇詔曰、朕在位時有女房、名尾張、件人宇治入道相国所被通也、今為尼在此中給物、希有事也云々。」とみえる。この賜物の理由は定かではないが、小袖を賜う場合には現物を賜うが、米を賜う場合には現物ではなく、短冊を賜り、後にその短冊と米とを引き換えるものと考えられる。先にあげた短冊は僧が供養布施の引換券の如き役割を果たすので、短冊をもった僧が米と引き換えるので、直接本人かその代理者が現物をうけとるのである。その短冊にいかなる文面があるか明かではないが、引き換える人が特定され、又引き渡す方でも特定の人のみに渡す習慣であるならば、現物をその場で渡す手数を省略する手段に過ぎないが、引き換える人が誰でもよく、又米等が融通する慣行が普及した場合にはこの短冊は為替の如き役割を果たしうることになるであろう。

権記長保二年正月五日の記事によると、「詣左府、被奏云、美濃国所進元日禄料絹、先日奏解文了、冷泉院御八講布施料、例以尾張美濃等国所進充之、而美濃守為憲被停釐務之間、不動進濟、尾張国司館焼亡之後、忽無弁濟之術云々、但差專使可奉献之由、雖有申上之事、于今無音、先日美濃解文之内暫借渡令返納如何、参内奏案内、依請、即詣相府申此旨、仰云、早可仰下、此間国平朝臣退出、内蔵頭為院別当執行此事、仍与短冊令受渡」とみえる。冷泉院御八講布施料は進濟すべき国司が事故によってはたさないために、既に美濃

国より進められている元日禄料の絹の一部を一時布施料にあてて、後に返納するという、左大臣藤原道長の案を藏人頭の行成が奏聞して勅許を得て、道長の指示によって、内蔵頭が院の別当としてこの事を執行することになった。そこで行成は短冊を与えて受け渡たさせたのである。この短冊の文面が明かではないため、文意が明かない点がある。受け渡す対象は八講布施料であるから、布施の絹の支出を許すものが短冊でなければならぬ。この推測が正しければ、布施を分配する時の短冊と類似のものとなるであろう。

左経記長元七年十二月二日法成寺の論義の記事に、「探題権僧正明尊令持短冊櫃、自金堂後経前庭并仏前階着座、……唯命從南方来……到探題許、請答行立短冊机東辺、取短冊等一々読上、如元返入登高座表白、此間孝兼取短冊等、到探題許、随彼教次第授五人問者……」中右記承德二年十月十日の興福寺維摩会、同元永二年十二月一日の法成寺八講の記事にも短冊を読み上げる記事がある。この短冊は論題を書いたものであろう。

四 木簡の使用例——札——

札は時には簡とも記される。札の用例の中でその数が最も多く、文章の明かなものは立札である。その中でも神事の札と触穢の札が多い。

小右記長和四年四月六日の条に、「今朝出西殿、重服并触穢人不可来之札令立也。」とある。これは実資が賀茂祭の行事、賀茂斎院御禊行事の準備に従事するので、穢をさけるためのものである。又同書寛仁元年七月一日の条に、「不淨人不可来札令立三箇門、依行来月賀茂行幸事、近来処々穢多遍満、仍從今月所禁不淨事也。」とある。之も実資が賀茂社行幸の行事となつたために、自邸の三ヶ門に札をたてたのである。神事に関する行事に携わるものはもしその間に穢にふれると、行事に関係することができなくなり、その交替の人を出さねばならなくなり、行事の円滑な運営を妨げ、最悪の場合には行事そのものが延期若くは中止になる恐れがあるためであり、穢は人によって伝わりと考へられている。又この場合僧尼は禁止の対象となっていない。土右記長元九年十月八日の条に、「大嘗会校、下官中宮大夫替、帰家、此日令立不可僧尼重輕服触穢人来入簡。」とあり、水左記承保三年八月八日の条に、「今日立札於南北門是僧尼重輕^(服カ)者不可来之由也。依為来十五日放生会之上卿也。」又同書同年九月十七日の条に、「入夜内頭馬頭俊実朝臣送消息云、仰云、可奉行松尾北野行幸事、今日令立僧尼及重輕服者不可来之札」とあり、何れも神事に関するもので、禁止の対象に僧尼を加えている。帥記承暦四年閏八月一日の条に、「今日立僧尼□人不可入来簡、件齋遠忽雖不可立簡、近代説云、自被差宛之日忌如此事云云、仍先令立簡、相量欲随便宜之故也。」とある。欠字の部分は重服か

触穢かの何れかの語であろう。この斎とは同年九月十五日に行われた齋宮群行のため、経信がその行事にあたることになったための立札で、立札の時期に変化の生じたことを示している。同書寛治二年十月八日の条に、「今日被発遣大神宝之日也。去月廿五日源大納言所被定申日時并三ヶ国使也。然而依申障、所被仰予也、仍僧尼服者不可入来之由令立札了。此三条亭寝殿依有難避尼公、此三ヶ宿東廊、又不念誦。」神宝発遣の行事に従事したためであるが、同一邸宅に尼が同居した時の処置がみえる。同書同月廿三日の条に、「令立僧尼服者不可入来之札、并不念誦」とある。これは前日に奉幣の事に参仕すべきことを命ぜられたためである。兵範記保元三年三月六日の条に、「裏書云、今日以後僧尼重輕服者不可来入由立札了。日所作念誦留了、月障女房出了、姪者不着帶以前憚」とある。

この裏書は六日の条にあるが、六日の条は、「臨時祭舞人可勤仕由、藏人親行御教書、一旦辞了」とあつて直接関係はなく、八日の条に「舞人可勤仕由重勅定到来、所存一旦雖辞申了、無左右進請文。」とあつて、これに対応する裏書である。ここに立札には示されていない月障、姪者に対する取り扱い方が示されている。同書仁安三年六月廿五日の条に、「早旦藏人權佐送御教書云、大嘗会悠紀所事可奉行者、即進請文、次渡居東隣女房備中家也、自昨日修理掃除令洗滌了先行水、次著衣冠、庭中立八足、敷陰陽師座、又敷座、下官降者、次修被、向巽被了昇堂上、次門中立神事札、僧尼重輕服人姪者月障女人皆不

入之。」とある。神事に関係するものが、請文を進める前後の行動を記し、自邸が何らかの障害があつて、隣家をかりる等種々の準備の一として札を立てている。

神事札の文章は多くは大同小異で、特に固定した文章はないが、多少個人により固有の表現もある。中右記天永三年三月二十四日の条に、「頭弁送書札云、伊勢遷宮上卿藤大納言被辞退之替可奉行者、申承了由、從今日止念誦、立札不逢僧尼、但宣旨未到来、頭弁内々被告送也。」とあり、同書長承二年八月廿日の条に、「從今日不可逢僧侶家中立札也」、同三年九月五日に、「從今日立札不逢僧尼也。」とあり、札の文はないが、僧尼に逢わないことのみが強調されている。以上の外神事の立札を立てることのみを記した記事は諸書に散見する。

触穢の札は神事の札とは反対に、自己に穢がある場合に、その事実を公示して、他人が不用意にその穢にふれることを避けるためのものである。その穢には多くの種類がある。小右記長元三年四月二十日の条に、「中將衝黒米、暫不着座云、則理七回在座処、雖称不穢由、産事遂了。今一事不^{猶カ}降立者左右無疑。仍中將令着座、而令立札了、資高立。」欠字があるため、文意不明の個所があるが、人の産による穢の札を立てたものと考えられる。御堂関白記長和五年三月二十二日の条に、「藏人頼信申云、南廊下献二死者、令立札諸陣。」とあり、死人の穢の札である。小児の死については、小右記

長和五年四月十一日の条に、「伺雨隙欲参入之間、下人子童七歳落
入井中、驚而令取出、経暫程僅取出、已溺死、令立札」とあり、又
同書長元五年十二月十一日の条に、「辰終許為資朝臣云、宰相中將
方侍良任申云、今曉死兇置東対巽縁上、乍驚取弃者、中將欲始長
之之間今有此穢、依有事憚不披露也者、……便以為資示告大納言、即
報云、至于穢何為者、令立札了云々。」とある。ただしこの時は侍
の良任が虚偽を申したためとわかり、穢は丙で着座をしてもかまわ
ないので、簡はとりすて、侍良任は追却したという。御堂関白記長
和四年九月二十三日の条に、「庶政朝臣申云、宮北門内有人足一、
只今取出云々、立触穢札。」左経記寛仁四年三月二十五日の条
に、「藏人弁信章申関白殿云、温明殿下有死人頭骨者、有仰者陣立
札。」兵範記仁平四年八月十日の条に、「今朝家中五体不具穢出来、
立札籠居。」とある。この五体不具が具体的に何であるかは明かで
はない。

動物の産、死も穢の対象となり、左経記寛仁三年八月二十三日の
条に、「有頃、右少弁参申云、内只今有犬産事者、仰云、諸陣可令
立札者、又暫不可触穢者。」とあり、犬の死については、小右記永
観二年十二月十日の条に、「去八日一条大納言家有大死穢、其穢入
交禁中、仍被立札云々。」とあり、又左経記寛仁元年八月十八日の
条に、「早旦摂政殿御共参東宮御方、人々申云、日来有臭気、令尋
求之處、進物所板敷下有死犬者、即有仰立札於諸陣」、又同書長元

八年三月十九日の条に、「参殿、自一日有犬死之由、被立札、仍不
昇」とあり、穢は発見された日から始まるらしく考えられる。牛の
死については、左経記長元元年七月五日の条に、「次参関白殿、有
牛斃之由立札。」とあり、馬の死については、小右記長元四年八月
十五日の条に、「曉更茂親申云、馬入東門、於門南腋斃者、令立簡。」
とあり、小右記は札と簡とを区別していない。狼については、左経
記寛仁二年閏四月二十四日の条に、「参法性寺、人々被示云、内狼死
定穢、依藏人仰諸陣立札云々、是甚無故事也。已不入六畜、何為穢
哉者、仍候内人々皆被入云々、不可為穢之由、改定已了。」とある。
狼の死について最初穢としていたのであるが、狼は六畜ではない
ので穢とはならないというのである。六畜のみが穢となり、之以外
の野性の動物は穢は関係がないという解釈をとっている。以上の外
にも触穢の札をたてた例が多いが、何れも札の文面を正確には記し
ていない。

以上は直接的な穢を表示する札の例であるが、その外に間接的な
穢の場合もある。小右記天元五年正月十七日の条によると、「参内：
……今夜右衛門志美（努カ）宣カ賀貞寅令奏云、府厨町置死人、巳時許下人等見之、
辰時従彼府調陣食送本陣、ミ官等食之、若可為穢歟者、被仰云、穢
以初見時為穢、今陣食以辰時持来於陣、至死人於巳時見之、以之案
之、為不穢之飯、但厨食并往還人不可参陣、禁過者」、十九日には、
「参内、右衛門志貞宣令奏云、去十七日厨町穢引来本陣、其故、以

穢後飯、持来射札所、宛其饗、官人等着食、還參本陣者、被仰云、貞宣重不禁之所致也、乍承其由、調食等、持来射札所之下人、慥以尋問、可奏事由者、触穢官人不可參陣之由可仰者、仰諸陣、触神事之所司、不可參入之由、令立札了件事等太相府所被奉行。」とあり、最初の陣食は死人発見前であるから、穢ではないが、その後の食は穢であるために右衛門府の陣が穢となったので、札をたてたというのであって、穢は人の意識の上の問題であって、かなり形式上の問題であることは明かである。

次に以上の二種の例とは異なる物忌簡がある。これは方角、日が悪いとか、個人が慎しむべき時に他人と会わない等行動を慎しむ時にたてる札である。兵範記仁平二年二月一日の条に、「土御門殿東面被立中門、吉時午剋、掘穴立柱、徑桁上棟、先是高陽院召御車、立西四足門令忌札出給。」とある。小右記寛仁元年九月十五日の条に、「今明物忌鼠姓、吉平覆推云、卯午年人可慎病事、余者可致用心、可慎口舌事者、仍只開西門、近門等不開。」とみえ、物忌の札は立てず、一部の門を閉じるととどまる場合もある。又台記保延二年十月十日の条に、「今明予雖物忌、明日着座、今日モ不立物忌簡、簾ニモ不着物忌大殿、不出行。」とあって、本来物忌簡をたてべきであるのに、必要によっては、全く物忌を無視することもあった。

次に標識、告知等の意味を有する札についてみると、左経記寛仁

四年八月三日の条に、「以午剋始防河事官史忠率史生以下、臨其所、今宛国々、立驗札云々、近江所当、川合社西、賀茂社以南、堤百七十丈可築之、頃河口堤六十丈可築、同河百二十丈可以下欠。」賀茂川の堤を築く際、諸国に割りあてた分を札をたてて示したのが驗札である。同書治安二年十一月一日の条に、「已剋右少将相共、率史々生官掌木工檢非違使等、始自朱雀門至于大原野社巡檢、木工寮以札立作路国之界、及未剋到社。量定御在所丈尺、同立札。」とみえる。これは同月二十八日の大原野社行幸のために、朱雀門より同社までの行幸路の造成を諸国に割り当て、それぞれの担当の国の堺に札をたて、又御在所の地の丈尺を計ってその地点に札をたてたのであるから、先の賀茂川の築堤の場合と同一であるが驗札とはない。しかし小右記の行幸当日の記事によると、「行幸路橋殊不勞造、就中七条末橋、騎馬人不能渡、行事人等似無勤也。巡檢路之日、上卿大納言從他路到頭云々、人々為奇、非巡檢之本意歟。」とあり、実資の非難している如く、割り当の札をたてたのみで、おそらく真面目な工事はしなかったのであろう。中右記嘉保二年三月十二日の記事によると、「依行幸点地、辰時許行向朱雀門前（注略）、大夫史以下史生六人、官掌光経、左右京職官人等木工寮下部（注略）、檢非違使二人（注略）、集会相談定、從此騎馬、先前行左右京職、弁侍、使部四五人許、史生、大夫史（注略）、下官、檢非違使（注略）、共人等次第相具、木工寮立札、至九条左右京職留了云々。」とある。

これは同月二十九日の石清水行幸の準備の一で、行幸路の整備作業で、その路筋に札をたてたものであらう。同書承徳元年二月十日、春日行幸のための点地があり、先述の嘉保二年三月の時と同じく朱雀門前に集合して、ここを出発して、「木工下部次第立札、或可渡橋所、或可破垣所皆立札、国々充所出立札、至九条京職官人等留了、儘可作道由仰含之、暫留淀川南岸頭、令修理官人占頓宮御所（注略）、未時許立淀至波々曾乃毛利之南方、占駄餉所（注略）、此後入夜陰、天陰雨脚時々下、不知東西之間不能立札、行向着到殿占御所云々。」とあり、行幸の路筋に点々と札を立てたことが知られる。この記事の末尾に路次作次第、浮橋国々として、諸国の割当部分が記されており、立札はその割り当てとその国名を記したものであらう。十二日には十日に立てることのできなかった札をたてている。兵範記仁安元年十月十五日の記事は大嘗会御禊点地で、鴨川の西、二条大路北辺に、「陰陽寮臨頓宮跡所打丈尺、立札於四方、指櫛等、郡点地東西四十丈、南北四十五丈、次召檢非違使、令判官史仰云、今日以後点地内外早掃除汚穢物、并牛馬制止乱入者。」とあり、その立札の文面は明かではない。同書仁安三年八月二十三日の記事に、悠紀齋所の点地がみえ、「召齋場所預史生貞友、主典代延光等、下知次第事（注略）、先傳鑒門中央下繩引北八十三丈、同門東柱巡去東十四丈、点悠紀齋場所、其所又四面各四十八丈、引繩定廊、其四至每角立札銘曰悠紀齋場所史生等書之、神祇官人指四角櫛

……次召野守、今日以後加守護、不可置穢物令有不浄事之由下知云々。」とあり、立札の文面は単に悠紀齋場所とのみあった。以上の二例は何れも神聖な場所として、四角に札をたて、櫛をさし、更に不浄の事のないように守らせている。同書同年十月十二日に大嘗会御禊所点地、同十六日の内院并神服院点地の記事にも札をたてるこ
とがみえる。

以上の外立札の用途には個別的なものをあげることができる。一において小右記長和三年四月廿七日の記事にみえる落書を神宣に託した例をあげた。同書寛仁四年十一月十三日の記事によると、「無量寿院門々被立札、其文云、無召人不可参。昨夕腹立給無極、或云依所望事、両三卿相頻歩、起自其事欤云々、宰相云、親業朝臣云、今明年恐更不可対人々、僧侶皆有番、此外人々不可参者。」とみえ、同十五日には、「宰相参入道殿、夜深帰来云、依例被行念仏、諸卿雲集、毎月十五日上午可参入者、門々札猶立。」とある。同月二十八日より京官除目が始まるので、所望のある卿相がしきりに藤原道長を尋ねて来るので、道長が腹を立てて、召した人以外の面会謝絶の立札をたてたものである。立札も種々のものがあるが、このような立札は他に例をみない。中右記康和五年十二月六日の条によると、この日は円宗寺において、覚行法親王が結縁灌頂を修した。その時の状況に、「堂童子六人諸大夫也前庭立讃花札、敷堂童子座、又立龍頭梓懸玉幡、其前十二天作之。」とみえる。長秋記大治五年十一月一

日によると、鳥羽上皇と待賢門院が法金剛院より三条殿へ還御した。その記事に、「入自東門之間、侍臣等着深沓下立、皆布衣也。随分折花、御車二両、自御所渡御々堂、經御覽也。此間、北廊縁上、参会卿相群居、干時瀧傍立黃花札、林賢法師和哥也。其詞云、衣もてなつれとつきぬいしうへによろつよをへよたきのしらいと 林賢法師」と書也。人々或称有興、或謂無撰、權中納言長実卿和云、白者の無由事をする法師つひハ人やおるとこそきけ、諸人解頤切腹云々。」とみえる。

白河上皇高野御幸記に、上皇が高野山よりの帰途、寛治二年二月三十日、「已剋至大和川辺、檢非違使佐良儲御船飯橋等如先、河水雖浅、岸頭猶高、仍昇居御車於船上、源両重相及顯秀朝臣候船艫、自余公卿以下用飯橋、過五六十町、道旁立大札、其銘云、可入御法隆寺路、又傍騎馬僧一人、問子細、答云、可御此寺者、為指南祇候也。別当能算候寺中、奉待尊者、前駟之者按轡猶予、且奏法師之所陳、只問寺名无留仙驛、法師顔色有遺恨之氣云々。」とみえる。これは前日交渉して許可がなかったにも拘らず、万一当日になって行幸があるかもしれないと考えて、案内板をたてたものであろう。

以上はすべて立札で、戸外にたてたものであるが、この種の外に小型で、主として戸内で使われるものもある。陰陽道関係では、永昌記天永二年十月十一日の記事によると、「今日移徒寢屋、先以吉時立帳、雅楽頭泰長打四角札。」又兵範記仁平三年十一月十九日

の記事に、「今夜可移徒寢殿也。……晚頭陰陽頭賀茂憲榮朝臣冠衣來臨、隨身宅鎮物具、先母屋四角打札、次西獄真人鎮瓶并七十二星鎮札櫃等、安母屋天井上北面并塗籠内等。」とある。これらの札が、いかなる文面を有していたかは明かではないが、厭勝の札であろう。

中右記嘉保二年二月六日の記事は春日祭についてであるが、その中に「院別当取紙筆札着到申上則我弁結取、又召末任仰云、倭舞可奉支六乃位下与定申せ、末任申上我弁結取。」とあり、着到を札に書いたと考えられる。この事は儀式書にもみえ、儀式卷第一の春日祭儀の条の該当する箇所に、「六位以下藤原氏人依次就座名字書札札及筆硯弁官官掌預前備之。」とある。西宮記卷六の上申日春日祭の条では「氏六位以下任次着到筆硯弁官設之」北山抄卷第一の上申日春日祭の条では「六位氏人着到後、有官別当申其名、弁申上卿。」とあり、何れも札の字はみえない。江家次第卷第五、春日祭の条には、「着不氏人者不着、氏六位以上任次着到、筆硯弁官設之……有官召雑色、召簡見之云々。」とある。着到札及び中右記の条は既に東野論文(一)に紹介されているが、儀式では札、江家次第では簡とあり、中右記の着到の札はこれらに沿ったものである。西宮記、北山抄には直接みえないけれども札を用いないわけではなく、省略されていると見るべきであろう。中右記嘉保二年四月二十三日の吉田祭の記事も春日祭の時と同じく、着到の札がみえ、江家次第には簡とみえている。

兵範記久寿二年七月二十二日の記事によると、皇后宮権亮女房は

病が重くなったため、遁世出家することになった。その式の記事に、「次寄懸脇息、中分鬢髪、以紙捻左右結之、左方付札^左、次宛手洗湿首、次戒師進寄簾下、被剃頂髪、次高野禪師令剃除殘髪^{自左}云々。」とあり、同書嘉応元年六月十七日に後白河上皇の遁世の記事があり、それによると、「次剃手奉結分左右御髪^{用紙}……次上臈剃手尊寛奉剃左御髪……次下臈剃手公顯奉剃右髪……次剃除了左右御髪裏檀紙付札<sup>件札兼書信云々
光能朝臣所作賦</sup>」とあり、剃髪に札をつけることは同一である。ただしこの髪^の其の後の処置については記す所はない。

五 餘説

兵範記長承元年十二月二十二日の宮御仏名の記事によると、「次源大納言以下起座参入、顯憲於垂幕下問之、公卿称籍、次第参着御前座云々。」とあり、同書承安元年十二月二十一日の御仏名の記事によると、「次右府以下参着堂中座、経家朝臣於垂幕下問之、一々称籍参入。」とある。籍は内豎所籍の如く歴名簿に使用する例もあるので、この籍も木簡かとも考えられるが、北山抄卷二、御仏名には「出居次将問云、阿誰、王卿称名着座」とあり、西宮記卷六には「或依召出居間、微音誰ぞ云々、王卿一々跪長押下、称名着御前座」とあり、江家次第卷十一にも「出居微音問曰、誰、次第称名進着御前云々」とみえて、称^レ籍とは名をとなえることであって、木簡を意味

するものではなかった。

又東野論文(一)に九曆逸文にみえる削木も付札と解釈されている。

天徳四年四月八日、「侍臣錢進終間、忠君取今宮^{四親}、新錢置机、錢五百裏包紙付削木、是当代在藩時例云々」とある。これは灌仏会の布施、錢を献上するに際して、献上した人の名をかくのである。この事は九条年中行事、北山抄、江家次第にもみえている。しかし削木と称するものがすべて木簡であるとは限らず、兵範記仁安三年八月十五日の放生会の記事には、「神人三人捧削木警蹕」又同書仁安三年十一月二十二日の大嘗会の記事には、「次采女令史一人取削木警蹕」とあって、神事において先導して警蹕するものが削木をもっている。左経記長元七年十二月二日の法成寺論議の記事に、「其次第洗冠老懸布帶^{懸布}者捧削木立前。」とあり、之も先導する者と考えられる。江家次第卷十七、御元服の条に、「其上置手洗椀各一具、内蔵官人一人相分候手巾^{持候之}」とみえる。台記別記久安六年正月四日の天子加冠の記事に、「内蔵官人持候白巾一条^{細布、長一丈}」とみえ、又先に引いた兵範記仁安三年十一月二十二日大嘗会の記事の中にも、「次供御手水^{初采女申時}」とみえる。この白木、白削木、削木は同じで、手巾をかけておくためのもので木簡ではない。灌仏会の布施の削木はその献上したものの名を記すのであるから、後に集めれば、献上者の歴名簿を作成することができる。これは正月の御薪の場合と同一であるから、儀式によれば御薪の場合は札とあり、灌仏

会の場合も札とあってもよい筈である。削木という他の意味を有している語を灌仏会に使用することには何らかの特別の事情があるのであろう。或いは木簡である札より粗製のものであるうか。

以上平安時代の日記にみえる木簡の中の主なものを用語例に従って紹介したに過ぎない。東野論文(一)において紹介のみに終っているものについても言及しえなかった。又日常生活全般の中でいかなる地位に木簡が位置づけられるかもふれる所がなかった。

簡や札の語は完全に木簡にのみ使用されるのではなく、紙書にも拡張され始めていることを指摘しうる。又短冊も木簡のみを意味するものではなく、なってきたので木簡の使用というよりは用語が次第に混用されていると考えられる。しかし一方では儀式等に使われる木簡は依然として使用されている。歴名簡、出席を点検する、又禄を分配するためには札が使用されていた。又立札の大半は木製であった。

この時期においては奈良時代に比べて、紙の供給量が増加し、紙の入手機会もふえて、紙でも木簡でもどちらでもよいような場合には漸次紙を使用するようになったと考えられる。特に個人間の通信には殆ど紙が使用されたのではないかと考えられ、日記の中で特に木簡を往復した場合は摘出することはできなかった。

(1) 註

滝川政次郎「短冊考」(『法制史論叢』第四冊)、東野治之(一)「奈良平安時代の文献に現われた木簡」、(二)「成選短冊と平城宮出土の考選木簡」、(三)「美術に現われた木簡」(何れも、『正倉院文書と木簡の研究』)、横田拓実・鬼頭清明「古代史演習 木簡」。最後のものには木簡研究の文献目録がついている。

(2) 本論文で使用した日記は大日本古記録、史料大成、史料集所収のもので、歴代残闕日記所収及び未刊のものは採録していない。

(3) 詔、勅、官符、省符等奈良時代以来紙書に書かれて、木簡ではないと考えられているものは、重複、煩雑をさけるために一切省略した。

(4) 虎尾俊哉「延喜式」、今江広道「延喜式覆奏短尺草写」(『書陵部紀要』二四号)

(5) 殿上簡以下の歴名簡はその所の在籍者又出席すべきものの名簿で、殿上簡は昇殿を許された者は新たに附加されることは例証をあげるまでもない。これらについての例はかなりの数に上り、紙数もないので省略する。

(6) 簡を公開しておく時にいかにかについて規則らしいものは見当たらないが、日記にみえる用語をみると、最も一般的にみえるのは立(例、九曆、天慶七年五月三日、兵範記仁安三年四月十九日等)である。建物の内部においては柱か壁等に立てかけておいたものらしく、後者の例によると、簡袋を下に敷いたと考えられる。板間であれば滑り止めにもなると思われる。僅少な例としては居(中右記、康和四年閏五月廿五日)、置(中右記、天永二年十月廿三日)があり、更に具体的には寄懸(中右記、康和四年閏五月廿五日)、寄立(長秋記、大治五年十月廿八日)とあり、前者は胡床に、後者は柱によせかけてたてている。釘等にかけたらしく考えられるのは懸(中右記康和四年正月廿七日、兵範記仁安三年十二月十日)で、何れも弓場始の時の科(料)

簡についてのみである。ただし台記康治二年二月十八日の条に、「白請打縣簡不許。」とみえる。この簡が物忌簡かとも思われるが、前後の關係が省略にすぎて不明であるが、簡を打懸けるも懸けるも同一であるう。打（兵範記、仁平三年十一月十九日）は宅鎮の札を打ちつけることで、額打の打と同じであろう。「押」は兵範記仁安三年二月十五日の条に、滝口名簿を、「注小簡押北陣門柱云々」とみえ、この押すは箔を押すと同じくはりつける意味であろうが、糊ではることは戸外であるからありそうにもなく、やはりうちつけると同義であろうか。江家次第卷六、二孟旬儀には、番奏簡について長四尺五寸、広五寸、厚四分、白木とみえる。

(8) 同時に多くの簡の作られた他の例を列挙すると、九曆天曆四年七月廿三日、憲平親王の立太子の時、時簡は修理職がつくり、時の枕は黄楊木製で、殿上日給簡、女房簡が作られ、小右記天元五年三月十一日、藤原遵子の立后に際し、男女房の簡が作られ、長秋記元永二年六月廿八日には親王所始に、所の簡、大盤簡がみえ、兵範記保元二年八月十九日、任大臣に、家司、職事、侍の簡がつくられ、兵範記仁安二年十一月廿六日、准后侍始に藏人所、大盤所、女房の簡がみえ、台記別記久安六年正月十九日、藤原多子が女御となった時、侍所と臺盤所の簡が作られ、その概略の図が記されている。

(9) 東野論文(一)において、「故実叢書本儀式は札籍を永籍に作るが、政事要略卷二十二所引の儀式によって、札をとるべきである。永と札の字体の類似からくる誤りであろう。」とした。国史大系本政事要略は底本が札で、他の写本によって永と本文を改めている。札籍も永籍も見えない語であるが、儀式は弘仁式以後の諸書と比較すると、若干の点で異った用語を使う性質がある。例えば正月の大射において、儀式では射者歴名札とするが、西宮記、江次第は射手簡、北山抄は射手札、延喜式は単に札としている。札籍は他に用例を見出し得なかったが、

永籍については、侍中群要第一（続々群書類従本）、「日給事、（中略）可給殿上并所日事、侍永籍簡書者日給廻限者自正月至八月辰四点、自九月至^十二月巳二点」とみえ、故実叢書本西宮記卷十、侍中事の条に同文がみえる。これは定考の場合でないので、札か永かの疑点を決定する材料とはならないが、永籍という語の存在は明かである。平安初期においてこのような語を使用していたかもしれないので後考をまわしたい。

(10) 大日本古記録の九曆によると、承平六年四月七日に奏成選短冊事と、同日の擬階奏の同日附の二の記事がある。前者の標目の下に小書で「以儀式・内裏式・々部[□]記[□]」とあり、又本文の割注に天曆三年日記、式部記文等の諸記と対照している。又一部の文は現存の儀式の文と共通の点があるので、現実に行われた儀の記録ではない。史料拾遺第五卷、魚魯愚鈔中卷、二三八頁。

(11) 橋本義彦「太政官厨家について」（『平安貴族社会の研究』）（一九七頁）によると、官厨家の職掌に地子米を支給する事がみえる。

(12) 東野論文(一)（三六頁）に紹介されている。験札という表現は他にみえないが、験木は西宮記、九条年中行事の列見の所にみえ、版位をさしている。日記では帥記（承暦五年二月廿五日）、中右記（永久二年三月廿九日）、嘉承二年二月十七日、保安元年三月廿九日）にみえ、又中右記（天仁元年正月廿七日、元永二年十一月廿九日、保安元年十二月十七日）の除目下名にもみえる。

(13) 本論の採録範囲外であるが、備忘のために一例を引く。今昔物語集卷三十一、加茂祭日、一条大路立札見物翁語第六に、「加茂ノ祭ノ日、一条ト東ノ洞院トニ曉ヨリ札立タリケリ。其ノ札ニ書タル様、『此ハ翁ノ物見ムズル所也、人不可立。』とある。

(14) 村山修一『日本陰陽道史総説』（二九〇頁）に引用されている。

(15) 小川省三「大嘗会に関する記録」（『新嘗の研究』）にもみえる。